



法人こおりやま

2024. 1

第547号



しぶき氷・猪苗代湖(郡山市湖南町)

写真提供: 郡山市観光協会【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: 1101 パスワード: 1005

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

目次

新年のご挨拶	2
どうなる!? 2024 甲辰(きのえたつ)	3
行動する法人会	4
令和6年度税制改正に関する提言	6
2024年問題への対応	6
税務署ニュース	
令和5年分	8
確定申告についてのお知らせ	8
税のミニ通信	
シン・電帳法2024	10
右と左どちらが偉い?	10
雑人形は引き分け!	11
令和5年度 新入会員のご紹介	11
トピックス	12

新年のご挨拶

新しい年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様におかれましては、郡山法人会に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本年も宜しく願い申し上げます。

令和元年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりましたコロナ感染症も、国内では5月8日から「5類感染症」となり、行政が様々な要請や関与する仕組みから、個人の選択を尊重し各自の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。年の瀬を迎えた繁華街の賑わい

や、「もの消費」から「こと消費」と言われ活況を呈しているインバウンド消費の拡大がマスクミに取り上げられ、コロナ禍で大きな影響があった外食・娯楽・旅行関連の業界も、ウィズコロナからアフターコロナへの転換が順調にすすんでいると推察いたします。

毎年11月11日～17日までの1週間は、国税庁が税金の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただく目的で「税を考える週間」として広報活動を行い、税務行政に対してご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。郡山法人会はこの期間に、青年部会が募集した「小学生の税に関する標語」に応募した18の小学校から275点、女性部会が募集した「小学生の税に関する絵はがきコンクール」に応募した28の小学校から759点に対して、厳正な審査の結果入賞いたしました各10名、合計20名を対象としまして、ご家族に同席いただき「ホテルハマツ」で表彰式を開催いたしました。表彰式の様子は当日取材いただいた新聞各紙に記事と写真が掲載されました。表彰式終了後、公益社団法人郡山法人会の租税教育等の活動に対して「租税の役割や国民の納税について正しい知識の普及に貢献した」として住澤 整 国税庁長官から福島県内10法人会で初となる感謝状とクリスタルトロフィーが贈られ、拝受いたしました。

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました。また、令和6年1月1日から猶予措置が採られていた電子帳簿保存が義務づけられます。郡山法人会は情報提供として適宜、セミナーを企画開催してまいります。また、インターネットセミナーも対応しておりますのでご活用いただければと思います。毎回ご好評いただいております「新春講演会」、今年は1月24日、女優で作家の「中江 有里」さんをお招きし、郡山ビューホテルアネックスで開催いたしますので、多くの会員の皆様にご参加いただければと思います。

新しい年も、会員の皆様のご繁栄と、ご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



会長 赤塚 英夫

新たな年がどうなるのか。経営者であれば変化の先を知りたいところであり、たどる新しい年の道筋の杖としていきたいところです。

陽明学の泰斗である安岡正篤氏は「干支の活学」で、干と支を組み合わせた60の範疇に従い啓示されていると記しています。



2024年の干支は甲辰（きのえ・たつ）。

甲はよろいで、よろいをつけた草木の芽が殻を破って頭を少し出したという象形文字で、旧体制が敗れ、革新の動きが始まることを意味していると説いています。

この自然の機運に応じて、旧来のしきたりや陋習（ろ

うしゅう）を破り、革新の歩を進めねばならないとされています。

また、辰の意味するところは、理想に向かって辛抱強く、かつ慎重に、いろいろな抵抗や妨害と戦いながら歩みを進めていくことだとしています。

したがって、甲辰の2つの意味するところは、春ともなり新芽が古い殻から頭を出すものの、未だ余寒が厳しく、勢いよく芽を延ばすことができないように、抵抗や妨害が生ずることから、困難と闘う努力しながら、慎重に伸びていかなければならない年であることだと説いています。

昨今を振り返ると、2年以上にわたる新型コロナウイルスの猛威でワクチン開発が進むものの、新たな脅威ある変異株が出現するのではないかと国民の中に危惧がくすぶっています。

また、ロシアのウクライナ侵攻から2年を経ようとする最中、期せずして起きた中東での紛争の長期化も予想されています。

それらを起因として、輸入依存の我が国においては原材料やエネルギーコストの上昇から物価高が続いています。

賃上げは進むものの、物価高に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、国民生活の疲弊が伝えられています。

その国民生活を支援するために、政府は所得税減税や支援金給付を掲げていますが、これも多くを赤字国債発行に依存する内容で、先進7カ国では群を抜く長期債務残高はさらに一段と膨らむ様相です。

俯瞰すると、草木の芽が芽吹き始めたものの、直近の重みを背負い、勢いを欠きながらも、遅々とした歩みの年になりそうです。

ただ、甲辰（きのえ・たつ）の今年、ビジネスに携わるものとして着眼していただきたいのは、「旧来のしきたりや陋習を破り、革新の歩を進めねばならない」の言葉に秘められたことへの深掘りです。

今や、ビジネスに欠かせ

ないツールであるウィンドウズ（Windows）ですが、昨年11月からマイクロソフトが提供するAI（人工知能）サービスが搭載され、効率的な作業や資料の要約など、働き方を快適にする機能が付加されてきており、ビジネスに携わる者にとっては、「革新の歩を進める」ツールにもなっています。

まさにビジネスを激変させるものであり、旧来のビジネスの陋習を打ち破る革新ツールともいえる「甲辰の申し子」的存在に着目しておきたいところです。

さて、十二支である辰年を探っていきます。辰は十二支の中で唯一、架空の生き物です。権力の象徴であり、縁起の良い架空の動物ともされています。

株式相場の格言で「戌亥の借金、辰巳で返せ」と言われるように、辰巳年は景気が良く株価が上がりやすくなることから、戌亥年でできた借金も取り返せるともされています。

ところで、辰年の過去に

何が起きていたのでしょうか。

辰年には、意外に大型建造物や幹線鉄道などが建設されていることに驚かされます。東海道新幹線（1964年）、青函トンネル・瀬戸大橋・東京ドーム（1988年）、都営地下鉄大江戸線（2000年）、東京スカイツリー（2012年）とハード面の整備や新造がなされています。

また、今年7月から渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎を肖像画にした新紙幣に切り替わりますが、我が国で初めて発行された2000円札も2000年の辰年に発行されています。

さらにさかのぼると、戊辰戦争（1868年）、日露戦争（1904年）と、旧来の枠組みが変わる事態も起きています。文化大革命を主導した毛沢東が死去（1976年）し、大國である中国が新たな歴史へと踏み出した変革の年であることも見逃せません。

新しい年が佳き年でありませうようにと願います。

行動する法人会



— 令和6年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和6年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

宗清 皇一 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 若松 謙維 氏 他



立憲民主党

税制調査会ヒアリング
11月9日

税制調査会長 小川 淳也 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング
11月6日

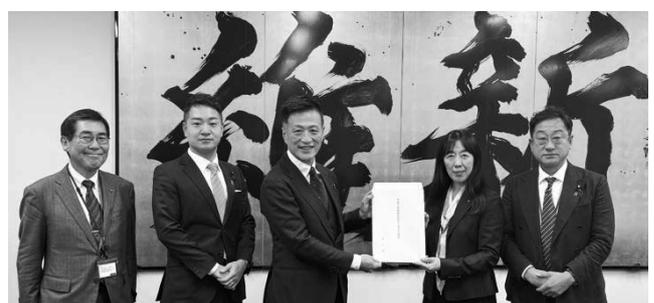
税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月13日

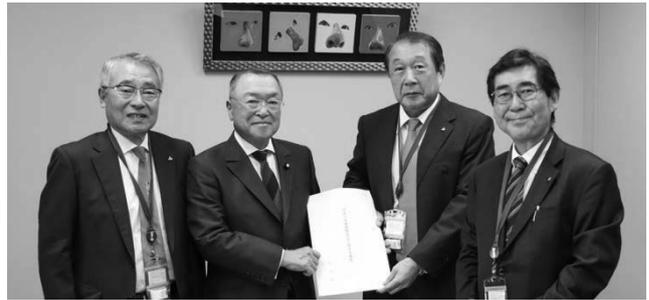
財務金融部会長 伊東 信久 氏 他



自由民主党

10月10日

税制調査会長 宮沢 洋一氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、飯野税制委員長、田中専務理事

財務省

10月27日

財務副大臣 矢倉 克夫氏



左から丸山税制副委員長、矢倉財務副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 11月30日

長官 住澤 整氏
次長 星屋 和彦氏
課税部長 田原 芳幸氏

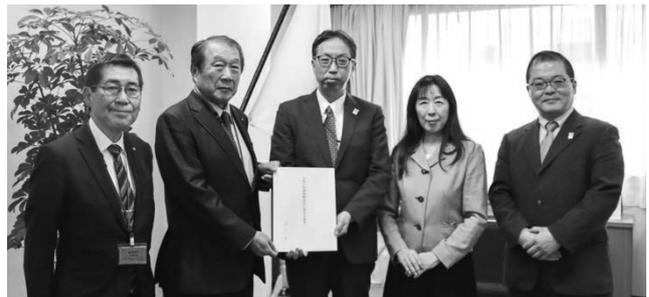


右手前から田原課税部長、住澤国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月30日

長官 須藤 治氏
事業環境部長 山本 和徳氏



左から田中専務理事、飯野税制委員長、須藤中小企業庁長官、丸山税制副委員長、山本事業環境部長

総務省

10月6日

自治税務局長 池田 達雄氏



左から丸山税制副委員長、池田自治税務局長、飯野税制委員長、田中専務理事



2024年問題への対応

特定社会保険労務士 小島信一

2024年問題とは何か

最近、TVや新聞、ネット記事などで「2024年問題」という言葉を聞くことが多くなりました。

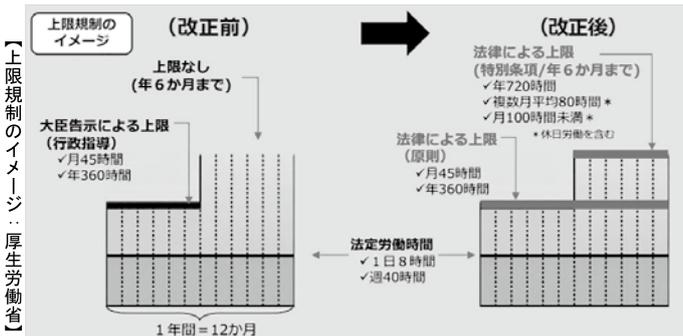
2019年4月1日から始まった「働き方改革」一連の労働法改正は、順次進んできていますが、いよいよ2024年4月1日に佳境を迎え、すべての業種において、残業の上限規制が適用されることとなります。

とりわけ、残業規制に猶予が設けられていた建設業、運輸業に対して5年間の猶予がなくなります。

これらの業種は、国民生活に与える影響が大きく、そのことが「2024年問題」としてクローズアップされているわけです。それでは、具体的にみていきましょう。

建設業の2024年問題

建設業界は、契約で定めた絶対厳守しなければいけない納期がありますが、屋外で働くため天候の影響を受けやすく、悪天候が続くと納期に支障をきたします。そのため、休日返上で工



事を行わざるを得ないという過酷な業種です。

また、週休2日制の導入が遅れており、休日数が元々少ない業界でもあります。

さらに、慢性的に人手不足が続いており、一人にかかる負担が重く、納期遵守を残業することで何とか支えているという構造上の問題があります。

なお、労働時間の上限規制は現在猶予されておりますが、2024年4月から、上限規制が適用されるため、従業員が残業できず、納期の遅れや次の工事に着工できないという問題が予想されています。

運輸業の2024年問題

建設業以上に深刻なのが、運輸業の2024年問題です。

物流は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであるため、運輸業の2024年問題は、物流事業者だけにとどまらず、荷主や一般消費者にも影響が及びます。

当然、中小企業の経営にもインパクトのある内容です。物流業界も、労働者の残業で支えられている業界といえます。

トラックドライバーの長時間労働の原因はさまざまですが、代表的なものに「荷待ち時間」があります。

倉庫などの物流施設では、トラックが到着してから荷物の積み下ろしを行うまでに長時間待たされるという事態が多く発生しています。もう1つは、人手不足の問題です。

トラック業界も慢性的に人員が足りていない状態が続き、ドライバー一人当たりの負担が増えてしまっています。

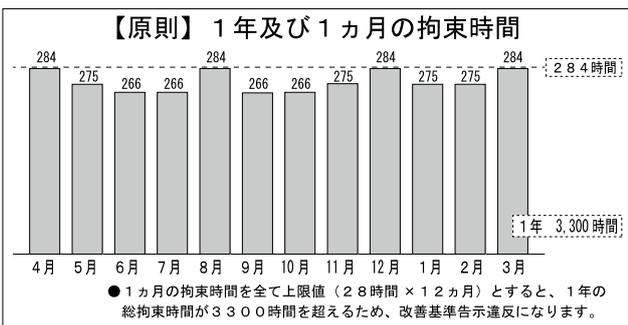
2024年4月以降はトラックドライバーの労働時間に規制がかけられるため、輸送能力が著しく低下し、今までのようにモノが円滑に運べなくなる可能性が懸念されています。

トラック運転者の労働時間改正点

トラック運転者は特別な業務のため、業務の特性に

合わせ、通常の労働者とは異なる「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」という厚生労働省からの告示が出されており、運行管理者などは、この基準をにらみながら配車管理をしています。

2024年4月からは、この基準の変更が予定されています。



長距離トラック運転者などは、この拘束時間が一般の労働者に比べて大変長くなっています。

トラック業界の規制は、この「拘束時間」に対してかけられます。

改正告示では、1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間が原則となります。

毎月284時間拘束すると、年間で3,408時間となるため、各月の拘束時間を調整する必要があります。

【1日の拘束時間】

1日（始業時刻から起算して24時間をいう）の拘束時間は原則13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

【1日の休息時間】

1日の休息時間は、勤務終了後、継続11時間以上を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回ってはなりません。

【運転時間】

2日を平均した1日当たり（2日平均1日）の運転

時間は、9時間以内です。また、2週間を平均した1週間当たり（2週間平均1週）の運転時間は、44時間以内です。

【連続運転時間】

連続運転時間は、4時間以内とし運転開始後4時間以内または4時間経過直後に30分以上の運転の中断が

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300 時間以内 1か月 284 時間以内 【例外】 労協により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400 時間以内 1か月：310 時間以内（年6か月まで） ① 284 時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100 時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13 時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 9 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで）休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
連続運転時間	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA、PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

必要です。

また、中断時には休息を与えなければいけません。

このように、トラック業界にはキメの細かい規制がかけられるようになります。

中小企業経営に与える影響

中小規模の建設業や運輸業は、これらの改正に対応する必要があり、また多くの企業があるため、対応が求められます。

一言でいうと何事も余裕をもった思いやりのある対応が必要です。また、費用の負担を分かち合うという意識も求められます。今までのように「客だから」という上から視線で取引をするのではなく、協同してこれらの問題を解決する姿勢が求められるようになります。

では、具体的にどんな行動をとるべきなのかを見ていきます。

■荷主とトラック事業者が連携して取り組むべきこと

(1) 荷待ち時間、待機時間の削減

予約システムの導入や出荷・受け入れ体制を見直します。

(2) 作業削減などの労働環境の改善

パレット化による手荷役作業の削減、情報の共有化、デジタル化による業務効率化を検討します。

(3) リードタイムの延長

長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送ができるよう協力します。

■トラック事業者からお願いに対応する

過剰な値引き要求はせず、標準的な運賃を受け入れ、輸送以外に発生する燃料サーチャージや付帯作業料金、高速利用料などの支払いにできる限り対応しましょう。

■消費者として協力できること

再配達が高時間労働を招いているという側面もあるため、確実に受け取れる日時・場所を指定する、宅配ボックス・ロッカーの利用や置き配の推進に協力しましょう。また、まとめ買いをして、注文回数を減らすことも有効な手段です。

税務署ニュース

令和5年分 確定申告についてのお知らせ

■確定申告会場へ来場をお考えの方へ

次回以降の確定申告をスムーズに行っていただくため、確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しています。スマホでの申告はご自宅からでも可能ですので、ご自宅から申告できる e-Tax を是非ご利用下さい。

○ 確定申告書作成コーナーはこちら



■確定申告書作成会場の開設

日時：令和6年2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時30分～午後4時

※ 土曜日・日曜日・祝日を除きます。

場所：南東北総合卸センター(郡山市喜久田町卸 1-1-1)

※ 開設期間中は、郡山税務署内に確定申告書作成会場は開設していません。

※ スマホ、タブレット及びマイナンバーカード(マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号等を含む。)をお持ちの方は、ご持参いただきますようお願いいたします。

※ 申告書等を郵送される場合は、次の宛先までお願いします。

【送付先】〒960-8509 福島市森合町 16-6(福島税務署内)

仙台国税局業務センター福島分室

■確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

・会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要です。

・入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は「LINE で「入場整理券」を取得する方法」をご確認ください。

・入場整理券の配付状況によっては後日の来場をお願いする場合があります。

当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます(令和6年2月16日掲載開始予定)

《LINE で「入場整理券」を取得する方法》

STEP1 LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加

※ 「友だち追加」ボタンをタップ、QR コードを読み込むほか、国税庁 LINE 公式アカウントからも友だち登録できます。



友だち追加はこちら

STEP2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP3 税務署や来場希望日時を選択

STEP4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了

入場時に申込完了画面を提示してください

※ 入場整理券のオンライン事前発行の申込開始日は、各税務署によって異なりますので、詳細は令和6年1月以降に国税庁ホームページをご確認ください。



従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が医療費控除やふるさと納税などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの5つのメリット



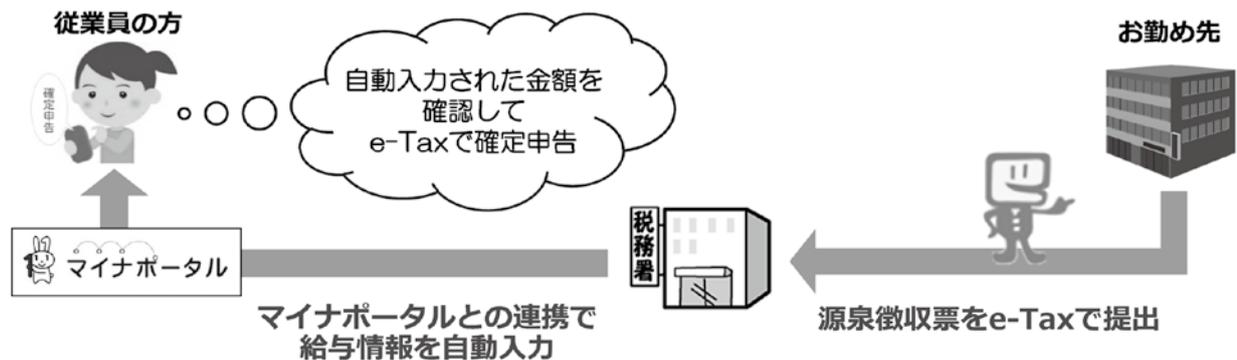
←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

- 税務署への持参不要**
- 印刷・郵送代不要**
- 添付書類提出不要**
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間24時間利用可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付**
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



税のミニ通信

シン・電帳法2024

東北税理士会郡山支部/税理士
佐久間 正義

<電子帳簿等保存に関する主な改正事項から>

I 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象帳簿の範囲が見直されました。

- 適用時期 令和6年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税
- 対象となる帳簿の範囲

No	見直し前	見直し後
①	仕訳帳	仕訳帳
②	総勘定元帳	総勘定元帳
③	その他必要な帳簿 (すべて青色関係帳簿)	その他必要な帳簿 (記載事項(略)に係るものに限定・具体例) ・売上帳、仕入帳、経費、売掛帳、買掛帳 ・貸金台帳(所得税のみ) ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

II 補足説明

- 「優良な電子帳簿」の「優良な」とは、課税期間の初日から電子帳簿として保存するための要件に加えて、次の要件を満たしているものです。

- ①訂正削除履歴の保存
- ②帳簿間の相互関連性(伝票番号等で関連付けること)
- ③日付・金額・取引先による検索機能

- 「過少申告加算税の軽減措置」の適用を受けるためには、適用を受けようとする国税(法人税など)に係る法定申告期限までに「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を提出してください。

また、令和4年1月1日前において現に令和3年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿(以下「承認済国税関係帳簿」といいます。)についても、あらかじめ、特例適用届出書の提出が必要となりますので注意してください。

- 過少申告加算税額の軽減措置による計算例は、次のとおりです。

【税務調査による納付する税額が30万円の場合】

届出書の提出	税率	過少申告加算税額
有	5%	300,000円 × 5% = 15,000円
無	10%	300,000円 × 10% = 30,000円

右と左どちらが偉い？ 雛人形は引き分け

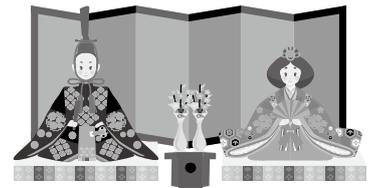
フリーランライター 藤木 順平

最近得た知識…普段、私たちが横書きで字を書く場合は「左」からで、アラビア文字は「右」から書くことは知っていた(筆者の豊富な知識の一端だ!)が、昨年のイスラエルとハマスの衝突に関するニュースで、イスラエルで使うヘブライ文字も右から書き出すことを知った。

「左右論争」というのがある。右が偉いか、左が偉いかということ。この季節の身近な例でいえば、雛祭りの「男雛」と「女雛」の飾り方がそうだ。関東では向かって左側が男雛で右側が女雛。関西は反対に左に女雛、右に男雛を置くのが一般的。「男が偉いか？ 女が偉いか?」。この例をもってすれば…引き分けかな。

日本では古来より「左方上位」で、右大臣より左大臣の方が地位は高かった。なぜか? 「天子は南面す」という言葉がある。帝は常に北を背にして南向きに座るのである。帝の左方向は東で右方向は西。日が昇る東(左)の方が日の入る西(右)より尊いという考え方からだといわれる。

ちなみに、国会の本会議場は議長に向かって左側に総理大臣ほか主だった閣僚が座っている。まあ、どうでもいいことだけどね。



令和5年度 新入会員のご紹介(令和5年4月~12月)

No.	事業所名	住所	業種
1	(同)勇菴	虎丸町	飲食業
2	アールワークス(株)	安積町	卸売、販売業
3	千華	本町	エステティック業
4	エリアコンサルティング	大槻町	ファイナンシャルプランニング
5	(有)ムトー工商	富久山町	建設業
6	(株)心絆	安積	建設業
7	弁護士法人 クレイス法律事務所	堂前町	士業
8	(株)ヨシマツ	菜根	建設業
9	東北テクノ(株)	静西	塗装・防水
10	(株)添野建装	島	内装業
11	(株)美寛建築	片平町	建設業
12	(株)エム・ワード	清水台	アフラック保険業
13	カツキ興業	須賀川市	建設業
14	(医)うじいえ 内科クリニック	大槻町	医療法人
15	和田塗匠	須賀川市	塗装業
16	(有)建築設計アトリエ・カ	上亀田	建築設計
17	ピアホップ	駅前	飲食業
18	福本 良生	富久山町	保険代理店
19	古民家バル 酔さ来	虎丸町	飲食業
20	華縁	本町	飲食業
21	オーケーエンジニア	大槻町	サービス業
22	LCS	富田町	清掃業

No.	事業所名	住所	業種
23	(有)宝商	安積町	縫製業
24	(株)Life's	安積	不動産業
25	竹中エンジニアリング(株) 郡山営業所	富田町	セキュリティ機器 その他製造販売
26	(株)スカイプラス	富久山町	とび、土木業
27	(有)恒栄	小野町	不動産、小売 飲食業
28	(株)スリーライフ	西田町	とび、土木工事業
29	(有)誠心	台新	飲食業
30	ブライイト(株)	久留米	サービス業
31	(有)ムナテック	小野町	建設業
32	(株)エスケー・テック	安積町	建設機械販売 リース・修理
33	(株)コノマチ不動産	安積町	不動産業
34	(株)大崎製作所	舞木町	製造業
35	(有)寿製作所	小野町	製造業
36	(株)ハートランド	緑ヶ丘東	書籍販売業
37	(有)安部興業	富田町	土木工事業
38	(株)アソシエイト	大槻町	遊戯備品の 設置修理業
39	(株)ファースト	安積町	建設業
40	(株)ギャクサン	緑町	経営 コンサルティング
41	トラストアークス(株)	大槻町	一般土木
42	(有)先崎工務店	緑ヶ丘東	建設業

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税
及び復興特別所得税の申告
をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス 🔍 検索



第3回 理事会開催

11月30日、第3回理事会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。

議事では、本会中間事業・決算、青年部会(桑原義昌部会長)、女性部会(小林裕子部会長)の前期事業報告のほか、廣川寛組織委員長より会員拡大進捗状況及び会員拡大の協力を仰いだ。

また、理事会冒頭に、郡山税務署による

納税表彰授与(法人会関係)が行われ、長年申告納税制度の普及や発展に努め納税思想の高揚に顕著な功績を挙げた功労者を称えた。当会より、蔭山寿一理事、小林勝則理事が税務署長表彰を受賞した。



第3回 理事会



納税表彰

右から齊藤克巳署長、蔭山氏、小林氏、赤塚会長

後期租税教室がスタート

11月8日、片平小学校を皮切りに後期租税教室がスタートした。今年度の租税教室も残すところあと2校となりました。ラストスパートをかけ、頑張ってもらいます。



片平小学校

後期
租税教室も
残り2校です。



各種セミナー開催

11月24日、(有)マスエージエントの林忠史氏を招き、毎年人気の1日セミナーを開催した。今回は「総務の基本と実務」と題し、総務の役割を見直し、業務サイクル・業務ルール確認のほか、庶務業務や労務業務のポイントを解説した。

12月11日、新設法人税務研修会を開催した。初めに法人会の役割と事業内容について説明し、法人会への入会を呼びかけた。続いて、会社設立後の届出関係及び源泉徴収のしかた等、税法の基礎的な事項や、インボイス制度について解説した。

12月12日には、「11月～2月決算申告説明会」を南東北総合卸センターで開催した。

講義では、インボイス制度の概要や実務対応のポイントのほか、決算の留意点についてわかりやすく解説した。また、法人会より配布した企業の税務コンプライアンスや経理の向上及び、税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることを期待するために作成した「自主点検チェックシート」(国税庁後援)の使い方について説明し、利用を呼びかけた。

12月13日、税理士・行政書士の星叡(ほしただし)氏を招き、電子帳簿等保存制度の実務ポイントセミナーを開催した。

講義では、電子帳簿等保存制度の概要や保存要件・保存対象の有無など、事例を交えわかりやすく解説した。



決算申告説明会



総務の基本と実務セミナー



電子帳簿等保存制度について解説する星講師